

# 18世紀ドイツ大学 PROFESSOR 考

別 府 昭 郎

## 目 次

考察の出発点

第一章 18世紀の百科事典にみる教授(Professor)  
の内容と教授に求められる資質

第二章 教授の選任方法, 身分および社会的出自

第三章 教師の種類および職階制

第四章 正教授の権利および義務

第五章 教授個人についての評価

結語 18世紀における変化の特徴



# 18世紀ドイツ大学PROFESSOR考

別府 昭郎\*

## 考察の出発点

18世紀におけるドイツの大学教授はいかなる歴史的な性格をもっていたのか。これが本稿の主題である。

パリ大学をモデルとして中世に創設されたドイツの大学は漸次ドイツ化され、特殊ドイツ的な大学教師の職階制を発達させてきた。ドイツ化のプロセスをシンボリックに示しているのは「教授」の在り方にほかならなかった。大学教師は、中世においては、基本的に平等原理のもとにあったが、15世紀のおわりから16世紀のなかばにかけて、正教授職(ordinarius)が確立され、それに対応して員外教授職(extraordinarius)もできあがった。両者の間には、職務権限上、経済上の格差がつけられた。

歴史的にみれば、ドイツの正教授層は、大学成員のうち最も重要な位置を占めてきたし、現在もかつてほどの権限はないとはいえ、中核的な構成員であることに変わりはない。すなわち、教授は一定の期間勤務し、大学評議会や学部教授会において意思決定するさいに、中心的な役割を果たしてきたのである。

18世紀のドイツの大学について、伝統的なギルドの中で硬直していたという批判がなされてきた。しかし、ヴォルフ、カント、が哲学的思惟を転換させ、学問的に豊饒な時代であった。また、19世紀の大学や学問を支えたチャンピオンたち、フンボルト、フィヒテ、シュライエルマッハー、シェリングらが自己形成した時代でもあった。こうした事実を考慮にいれば、18世紀は、ドイツの大学史のなかで最も隆盛を誇った古典期の準備期間として、無視できない位置を占めているというべきであろう。

ところで、大学教授について考察するばあい、さまざまな視点から問題を設定できよう。ここでは、主に、次のアスペクトから迫ってみたい。

- ① 教授になるには、いかなる資質が求められていたのか。
- ② 教授はどのような方法で選任されたのか。そして、任命権者といかなる関係にたったのか。
- ③ 教授はいかなる権利と義務をもっていたのか。
- ④ 大学教師にはいかなる種類があったのか。
- ⑤ 教授たちは個人として評価されることがあったのか。もしあったとすれば、誰が、いかなる点について、評価したのか。

このようなアスペクトからの問いに答えていくことによって、18世紀の大学教授は、16・17世紀や19世紀のそれと比較して、いかなる特徴があるというべきかという問題に解答を得ること

\* 明治大学 文学部教授 (大学教育研究センター客員研究員)

ができよう。

## 第一章 18世紀の百科事典にみる教授 (Professor) の内容と教授に求められる資質

### 1 多様な教授 (Professor) の概念

上記の問題を考えていく糸口として、18世紀に出版されたJ. H. Zedler (1706-1763) のGrosses Vollständiges Universal-Lexikon (全64巻, 補遺4巻) のなかのProfessor (教授) の項目を取りあげる。事典に書かれた内容は、その事項についての、その時代の最大公約数を反映していると考えられるからである。

この事典において、Professorはどのように定義されているか。このことから、この時代の「教授」概念について総括的に知ることができよう<sup>(1)</sup>。

さっそく、Professorという項目をひいてみると、そのもとに実に多くのProfessorにかかわる事項が掲載されている。それが、当時のProfessor概念の最大公約数であると考えられる。「教授」概念がいかに多様であったかを示すために、Professorにかかわるすべての見出しを挙げておくことも無駄ではあるまい。

Professor; Professores; Professoribus et medicis(de); Professoribus, qui in urbe constantinopolitana docentes ex lege comitivam habere meruerunt (de); Professor Juris; Professor der Kauffmanschaft; Professor Mercature; Professor Oeconomiae; Professor Organi Aristotelici; Professor Philosophiae; Professor Publicus; Professor der Rechte.

このように、当時においてすでに多様なProfessor概念があったことが判明する。このなかに、「法学教授」や「哲学教授」は含まれているのは当然としても、そして、さらに大学 (Universität) の学部としては存在していない「経済 (家政) の教授」や「商業の教授」も掲載されているのは理解できるが、しかし、「神学教授」や「医学教授」は掲載されていない。当時は、大学は神・法・医・哲の四つの学部から構成されていたという事実を考えると、気になる項目の選択である。現に、神学正教授 (professor theologiae ordinarius) という名称や治療学教授 (therapie professor ordinarius) とか病理学・外科教授 (pathologie et chirurgiae professor ordinarius) という言い方が、当時の大学の文書に見られるからにはほかならない<sup>(2)</sup>。

当面の問題を考察するにあたって不可欠なのは、「教授」(Professor) という項目である。本稿の問題設定に密接に関連する重要な箇所を訳出してみよう。

《アカデミーにおける公的教師。Professor, Professor Publicus, Professeurは、もともと、大学に任命され、高等な学術を教える、学識ある、能力にみちた人物である。教授には次の資質が要求される。

- ① 彼の学問において、根本的な経験をもっていること。
- ② 巧みな、こちよい演説、明瞭な方法で快適な話しをするすばらしい天分をもっている。
- ③ 非のうちどころのない生活を送ること。
- ④ 礼儀正しいこと (教養があること)。

(中略)

教授はもともと *ordinarius* と *extraordinarius* とに分類される。前者はそのポストに付いている一定のサラリーをうけとる。後者は、一般的にいて、正教授に空席が生じたさいに、それに昇進すべき後継者以外の何者でもない。——》<sup>(3)</sup>。

ここに訳出した部分では、教授の資質にかかわる事柄と制度的な属性についての説明がなされている。これを手がかりに、18世紀において「教授」に求められた資質から検討してみよう。

## 2 大学教授に求められる資質

ツェドラーの事典では、「高等な学術を教える、学識ある、能力に満ちた人物」(大学教授)が身につけていなければならない資質として、①学問にかかわる能力と経験、②話し方・演説の仕方についての才能、③生活態度、④礼儀正しさ・教養が挙げられている。

①は学問研究についての資質、②は授業を分かりやすく行う教授能力にかかわっており、③と④は教授の学問的能力以外の習慣や道徳、要するに日常生活の送り方や生き方に関係しているといえよう。

ツェドラーの事典ではこうであった。では、同時代の大学研究者たちは、この問題をどのように考えていたのだろうか。

ゲッティンゲン大学教授であった J. D. ミヒャエリス (1717-1791, プロテスタント神学者) は、「教授はやはり学ぼうと欲している初学者に、学問の理論を教える教師であるべきだ。その限りにおいて、彼らは、公的職務のために有能であると言えるのだ」と、学問理論を教授する能力を、公的職務において有能か否かを判定するメルクマールとして挙げている<sup>(4)</sup>。

さらに、「教授は学生とのつき合いによって、学生を有用な人材に育成すべきか」と問いかけ、彼は、「それを強く望む」と言っている。教授は「学生からの敬愛・信用・学生への影響を、授業においてのみ学生に会うばあい以上に、獲得する」からにはかならない。しかし、ミヒャエリスは、「規則で義務として規定されえないこの学生への親切(世話)を、教授の本来の義務の中に入れよう」とは考えていなかった<sup>(5)</sup>。

さらに、「教授は徹頭徹尾作家、有名な作家でなければならないか。私は良い教授であるための不可欠の資質であるとは思わない」と言っている<sup>(6)</sup>。

マイナーズ (Meiners) は、「公的教師に不可欠の最初の属性は、精神の普通の天分ではなくして、専門についての完全な知識なのである」と書き、専門学問についての知識が重要であることを強調している<sup>(7)</sup>。

ライプツィヒで学んだゲーテは、「教授タチヨリモモット輝カシク、堂々トシテ、名譽アルモノハアリマセン。ソノ威望ト名声ハワガ目ト精神ヲクラマセタタメニ、ボクハ教授職ノ名譽以外ノ名譽ヲ望マヌホドデス」と父親に書き送っている<sup>(8)</sup>。

ここには、大学教授職がいかに名譽なものであるかが語られている。これは、若い「ゲーテ」の教授に対する憧憬をあますところなく示しているように思える。

しかし、当時の大学教授は、上記の資質を具備した人たちがゲーテにこう書かした名譽ある人

物だけによって、満たされていたのであろうか。

この問いにたいする答は、ミヒャエリスの次の一文を読めば明らかであろう。「悪い大学は、一・二の例外を除けば、一部は質の良くない教師によって、一部は凡庸な教師によって、占められている。そのような悪い大学は、ただ単に役に立たないだけでなく、有害な人物を大学教師の職につけていて、十分に訓練をつんだ教師を引きつける魅力がない」<sup>(9)</sup>。

こうした叙述を読むと、ツェドラーの百科事典で規定された、優れた資質を具備した者だけが教授になっていたのではないことは間違いない。とすれば、ツェドラーの百科事典は、大学教授はこういう能力を備えた人がなって欲しい、こう生活して欲しいという願望、もっといえば当為(Sollen)を示したものとみてよいだろう。

教授の資質をめぐる問題は、第五章において、教授の個人評価とのかかわりにおいて、具体的事例をとりあげて検討することとし、教授の選び方や身分といった事柄に話しを転じることにしよう。

## 第二章 教授の選任方法、身分および社会的出自

### 1 選任方法の歴史的諸形態

教授をいかに選び任命するかという問題は、教育や研究の質に直接かかわってくる。それだけではなく、団体としての大学の在り方そのものにかかわる重要事項である。歴史的に見れば、ドイツの大学は一方では自治団体としての自己補充権 (Selbstergänzungsrecht) をもっていると主張し、他方、大学創設者 (領主) は教授の任命権 (Ernenungsrecht) をもっていると主張してきた。極限形態として、大学が完全な自己補充権を獲得すれば、大学は国家のなかの小国家 (imperium in imperio) となる。逆に、国家が絶対的な任命権を発動すれば、大学は完全な単一支配のなかに組み込まれ、自治団体・ツunftではなくなってしまう。両者の関係は、この極限形態の間を揺れ動くというのが、ドイツの大学の態様にほかならなかった。

では、歴史的に見たばあい、どのような選任の形態があったのか。クルーゲの説を手がかりに考えてみよう<sup>(10)</sup>。中世から、大学は「学部から成る不可分の団体である」という認識はあった<sup>(11)</sup>が、こと教授人事となると、学部と大学とは別ものであるという考えが前面にでてくる傾向があり、ここではそれに基づいて類型化されている。この点に留意して、以下を読んでいただきたい。

- ① 学部、大学評議会そして領主や都市などの大学設置者の三者が協議したり、暗黙の了解をもって任命する方式。このやり方は、最終的な決定権が誰にあるのか不明確である。そうであるが故に問題のおきにくい方法であり、多くの大学で採用された。
- ② 大学あるいは学部が、もしくは両者が共同で一人の候補者を選出し、領主に推薦する方式。
- ③ 大学側が適任者を推薦し、その人物を領主が任命する方式。16世紀の後半にさかんに行われた。しかし、ハイデルベルクのばあい、領主は、大学の推薦にとらわれることなく任命した<sup>(12)</sup>。
- ④ 領主が、自分の意中の人物を推薦するように大学に勧告する方式。
- ⑤ 領主は大学側の推薦・提案を原則的に尊重するが、特別なばあいは、例外的に領主が別人を任命する可能性を留保しておく方式。

⑥ 大学の自己補充権や推薦権をまったく認めずに、領主の側が、絶対権力をもって教授の任命を行う方式。

ドイツの大学において行われてきた教授の選任形態は、これらのうちのいずれかの範疇に属する。

①の三者協議方式や②の大学または学部あるいは両者共同で一人の候補者を選出し、領主に推薦する方式が、大学・学部の意向を最も尊重したやり方であり、⑥の領主が絶対権力をもって任命するのは、大学の力が極小になる形態であることはいままでのない。

これからも明らかのように、大学や学部による完全な自己補充権は、大学や学部の願望・要求としてはありえても、現実にはありえなかった。大学は設置者との調和・妥協をはからざるをえなかった。

現行大学大綱法にも規定され、実行されている方式、すなわち学部が三人の候補者を推薦し、文部大臣が任命するというベルリン大学の学則において確立されたスタイルは、上記の⑤の形態にほかならない。

歴史的形態は上述の如くであったとして、18世紀はどうであったのか。

## 2 18世紀における具体的事例

バイエルンのインゴルシュタット大学では、1799年に改革が行われ、大学評議会と大学監督庁 (Curatel-Behörde) が教授の能力を吟味したあとでなければ、誰も教授に任命されなかった<sup>(13)</sup>。正規の学部の成員ではない私講師でさえも、この方法で任命された。バイエルンでは、教授の任命のみならず、プロイセンの大学においては学部がもっていた私講師の採用についてさえも、国家が強く関与したのである。

同年、教師がある講座から他の講座へ昇進することも禁止された。この規定は、後述するように1775年の改革においてもみられ、再確認したものといえよう。こうした措置は、教授職と特定の学問分野との結びつきが固定し、教授が特定の学問を専門的に教えるようになっていく傾向を示している。

ウィーンでは、1749-50年の van Sweiten の改革により、医学部では、教授は大学評議会では選ばれるのではなく、女帝マリア・テレジアによって直接任命されるようになった<sup>(14)</sup>。

チュービンゲンでは、1725年以来領主の影響力が強くなってきた<sup>(15)</sup>。

このような事実から、17・18世紀の大きなトレンドは⑤や⑥の形態であったといっていよう。

## 3 教授の身分

選任の過程において、領主（国家）の意向が強く反映するようになった事実は、教授の身分にも影響を与えずにはおかなかった。

インゴルシュタットでは、上記の任命システムと関連して、教授は国家に奉仕する官吏と位置づけられた。教授職を辞そうと考えている者は、半年前にその旨通告しなければならなかった。

ウィーンでは、1780年に大学は教会と分離され、1783年に至り大学の団体的特権は廃止され、大学基金 (Fundus Universitatis) は「官房」に移され、教授の俸給もほかの官吏と同じ形で支払われ

ることとなった<sup>(16)</sup>。

プロイセンでは、教授の身分は、裁判籍を除いて、国家の官吏と同じであることが「一般国法」(ALR)に明記された。

こうして、大学教授は、国家から任命され、他の官吏と同じ形態で俸給をもらうようになり、国家官僚制のなかに取り込まれていった。それだけではない。後で述べるように、何を教えているか、受講学生は多いか少ないか、評判はどうかというように、個人的評価を受けた。講義の開始日と終了日も報告しなければならなかった<sup>(17)</sup>。ただ、一般の官吏と異なっていたのは裁判籍だけであった。大学は、まだ独自の裁判権 (Akademische Gerichtbarkeit) を保持していたからである。

こうした事例をみると、18世紀の後半期は、教授層にとって大きな転換期であったと見てよい。教授層にとって大きな転換期であったことは、とりもなおさず、中世以来の団体的性格を保ってきたドイツの大学にとっても、転換期であったことを意味する。

#### 4 大学教授の社会的出自

どのような社会層の出身者が教授になっていたのだろうか。当時の教授の社会的出自をみると、カント、フィヒテ、ヘーゲルといった著名な教授たちもそうであったように、大部分の者は、富裕な階層の出身ではなかった。

同時代人マイナーズによれば、そうであるがゆえに、彼らは学校や大学において奨学金などの恩恵をこうむっており、教育において立身した者たちであった<sup>(18)</sup>。

他方、一部には、大学教授である父親の職業を継いだ息子たちもいた。小規模の大学、たとえばテュービンゲン、マールブルクなどでは、教授職が一つの家財のように一家で相続されていく例がみられる。このような大学は「家族大学」(Familienuniversität)と呼ばれる<sup>(19)</sup>。バーゼルのベルヌーイ一家はその例とみてよいであろう。

### 第三章 教師の種類および職階制

#### 1 階層秩序の確立と多様な教師層の発生

18世紀には、16世紀以降顕著になってきた大学教師の階層化がよりいっそう進行した。すなわち、ハレ大学およびゲッティンゲン大学の教師の序列からも明らかなように、大学内部においては、正教授、員外教授、教授ではないドクトル学位やマギステル学位保持者 (私講師のこと) という教師の階層秩序が明確に打ち出されてきている。職階制の成立は、16世紀以降ドイツの大学において顕著になってきた、大学教師を正教授、員外教授、私講師という位階制度によって秩序づけていく流れの到達点とみてよいであろう。この流れは、時期的なずれはあるにしても、カトリック領邦、プロテスタント領邦の相違の関係なく浸透していった。

大学内部における階層秩序の確立は、教育をめぐる役割が多様化し、正教授や員外教授のほかに、名誉教授や私講師、語学教師、体操教師、フェンシングの教師層が生まれるという現象と表裏一体をなしていた。階層秩序の確立と多様な教師層の発生は、同じ現象の異なった発現形態とみてよい



であろう。

## 2 職階制における正教授の位置

教授は他の都市官職や大学内部の職員や教師と比較してどのような序列にあったのか。領主フリードリッヒがハレ大学に与えた特許状は、このような階層秩序について明記している。それによれば、①四つの学部の正教授 (Professor Ordinarius), ②市長 (Ratsmeister), ③Assessores, ④大学・市の法律顧問 (Syndicus universitatis et civitas), ⑤ドクトル学位をもっている員外教授 (Professor extraordinarius), ⑥その他のドクトル学位やマギステル学位保持者, という序列になっている<sup>(20)</sup>。

ゲッティンゲン大学における階層も、ハレと同じ考えで構成されている。教師のそれは、四つの学部の正教授、裁判所のシュールタイス、大学の法律顧問、市長、Secundum senium、市の法律顧問、大学の書記、員外教授、教授ではないドクトルやリケンティアート、顧問官の血縁者、市の書記という順位になっている<sup>(21)</sup>。

このように、正教授は大学内部においては最高位に位置しているのはもちろんのこと、市長や市の主要役職よりも上位にランクされていた。法律顧問官や大学の書記が、員外教授の上位に置かれていることは、員外教授の地位が相対的に低かったことの証左といえよう。

## 3 正教授間のランク

正教授の間でさえもランクがあった。たとえば、ハイデルベルクでは、首席教授 (Professor primarius), 次席教授 (Professor secundus), 第3の教授 (Professor tertius) とか年輩教授 (Professor senior) などの呼び名があった<sup>(22)</sup>。

こうした教授間のランクを廃止した例もある。インゴルシュタットでは、首席教授 (Professor primarius), 次席教授 (Professor secundus), 午前中に講義する教授 (Professor antemeridianus) とか午後に講義する教授 (Professor promeridianus) というランクがあったが、1775年に廃止された。そして、個々の教師はほかの教授職に昇進できていたのができなくなった。教師は、天分と能力によって、一定の分野を専門的に教えるべきだと定められたからである<sup>(23)</sup>。

## 4 名誉教授の出現

そう多くあるわけではないが、名誉教授 (Honorarprofessor) は、すでに17世紀にプロイセンのいくつかの大学で任命されている。名誉教授の地位は、同じプロイセンの大学であっても異なっていた。たとえば、フランクフルト・アン・デア・オーデルとケーニヒスベルクとは違う。大選挙候のもとで、1666年にMartinus Schookiusという人物が参事会員と資料編纂員職のほかに、フランクフルト・アン・デア・オーデル大学の名誉教授に任命された。彼は名誉教授として彼の望む学部で講義することができた。彼の俸給の出所は大学財産ではなかった。彼は他のすべての教授にたいして、優先権を持っていたということである。

これに対して、ケーニヒスベルクにあっては、名誉教授は完全な権利を持たない学部構成員であ

り、員外教授と同じ扱いをうけた。1674年にDr. Witscherは法学の名誉教授に任命されている<sup>(24)</sup>。

ハレ大学では1762年に最初の名誉教授がおかれている。講義目録では、員外教授の後に掲載されている<sup>(25)</sup>。

## 5 私講師になる資格・条件

大学で教える資格という観点からみても、大学教師の職階制という観点からみても、みおとすことのできない私講師層が、この時期に登場してきた。私講師は、大学教師の職階制の最下層に位置し、将来の大学教授の候補者であったからである。

私講師になるのにどのような資格が求められたのか。

ゲッティンゲン大学の国王特許状前文では、「ゲッティンゲンで学位を取得した者は、私講師として教える無制限の自由を持つ」と定めている<sup>(26)</sup>。また、21条では「ゲッティンゲンのすべてのドクトル、リケンティアート、マギステル、バカラリウスは、たとえ教授でなくとも、その専門を私的に教えることは自由である」ともあり、教授たちが私講師の教授活動を妨害しないための方策をも定めている。

しかし、教授資格 (*venia legendi*) はみだりに授与されたのではない。「教える権能は、当該学部において *Ehrengrad* で優等であり、かつその他の規則で定められた条件を満たした者以外には、軽々しく授与されるべきではない」(61条)と、教授資格を与える条件を規定している。しかし、ここでは、学位の取得が教授資格とみなされており、まだ大学教授資格試験 (*ハビリタツィオン*) という考えはみられない。

私講師の身分は、教授や員外教授はもちろんのこと、語学教師や体操の教師たちとさえも異なっていた。私講師は、国家とはなんらの法的・経済的關係がなかったのである。教授やその他の教師たちは、ある特定の学問を教えるとか、任務を果たすという契約を国家と結んでいた。それに対して、私講師は、大学・学部の決定に基づいて (あるいは許可を得て)、私的に教育活動に従事しているだけで収入源は学生が支払う聴講料だけであった。将来必ず教授に昇進できるという保障もなかった。

ゲッティンゲンのように私講師の教授活動を自由に認めている大学もあったが、反対に制限する大学もあった。ハイデルベルクの1779年の規定では、正教授が告示した同じ分野の講義を私講師がすることは禁止している。学生が正教授の授業に出席することを妨げないようにするという理由からであった<sup>(27)</sup>。

## 第四章 正教授の権利および義務

正教授になることは、教授職に付随している特権を獲得することを意味すると同時に、職務誠実義務を負うことをも意味する。正教授はいかなる権利をもち、いかなる義務を負っていたのか。

## 1 正教授の権利

教授の権利 (Recht) は、大学が本来もっている特権 (Privilegium) と分かちがたく結びついている。特権とは、他と区別して特定の団体に付与された特別の権利をいう。団体としての大学がもっている特権は、学位授与権、免税特権、大学裁判権などである。とくに、学位授与権は大学のみがもっていて、他の団体は行使しえない特権である。

これらの大学の特権がすべて教授の権利となったわけではない。本来、大学の特権は、大学の成員であれば誰でも享受できると観念されていた。しかし、これらを最も多く享受したのは正教授層にはかならなかった。正教授層は、大学の意思決定機関から、正教授以外の教師たちを排除し、これらの権利を独占していたからにはかならない。ドイツの大学が、正教授支配の大学 (Ordinarienuniversität) と呼ばれてきた所以である。

では、正教授はいかなる権利をもっていたのか。主なものを挙げてみよう。

- (1) 大学・学部意思決定機関に参画する権利：このなかには、①学長職 (国王や王族が学長の場合は副学長) の選挙権および被選挙権、②大学全体の運営に責任をもつ大学評議会の成員になる権利、③学部長の選挙権および被選挙権、④学部教授会の成員になる権利が含まれる。
- (2) 学位授与権：学位授与の決定権は、実質的に学部教授会が握っていた。上記のように、学部教授会は正教授のみで構成されていたので、実際上、正教授の手中にあったと言わざるをえない。
- (3) 学位授与手数料の配分を受ける権利：上記のように、学位授与権は正教授の手中にあり、学位取得者が納入する手数料 (マギステルとドクトルのばあい、額が違う) は、学部長や主査、書記などの間で配分された。
- (4) 教授の自由：担当する学問領域を自由に教授する権利。ゲッティンゲンでは、すでに述べたように、教授に限らず、教師は正規にあるいは私的に教える完全な無制限の権能をもつと規定されていた。しかし、これは例外的事例に属する。
- (5) 自己補充権：学部に欠員が生じたばあい、仲間うちで後任を決める権利。しかし、すでに述べたように、これは、領主の任命権と競合するので、推薦権にとどまることが多かった。たいていのばあい、領主は学部や大学の推薦に拘束されずに任命する権利を留保していたのである。
- (6) 検閲からの自由：普通、教授には「検閲からの自由」が認められていた。ハレでは正教授のみがもっていたが、ゲッティンゲンではすべての教授はもちろんのこと私講師でさえも創設時には認められていたのである<sup>(28)</sup>。しかし、この権利がいかに危ういものであったかは、『単なる理性の限界内における宗教』(1793)を刊行したカントが、以後宗教に関する学説の発表を禁止された例が示している。国家の存立を脅かす思考様式や議論は容赦無く取り締まられた。
- (7) 大学裁判権：この時代には、上に述べたように、教授は官吏として取り扱われたが、裁判籍だけはまだ大学裁判権に属していたのである。
- (8) 俸給を受ける権利：正教授は国家からの俸給を受けるが、員外教授にあっては、受ける者もいれば、受けない者もいる。俸給つきの員外教授は“Professor publicus extraordinarius”と呼ばれた<sup>(29)</sup>。

(9) 年金を受ける権利：正教授は国家の官吏であり、年金を受けることができた。また未亡人は寡婦年金を受けた。員外教授のうち国家官僚である者はそれを受けるが、そうでない者はうけられない<sup>(30)</sup>。

そのほか、領邦等族権、ビール、ワインなどの営業権(Gewerbegerichtigkeit)、大学財産の運用権(ウィーンでは、1780年に廃止)などがあったといわれている<sup>(31)</sup>。

## 2 正教授の義務

ゲッティンゲンの教授は週4時間正講義を行う義務があった<sup>(32)</sup>。また、授業が行われている期間は都市内にいる「居住義務」(Residenzpflicht)があった。2日以上旅行するときは副学長に届け出をしなければならなかった。

インゴルシュタットでは、1日に2時間講義する義務が課せられていた。ただらと講義をつづけてはならず、教義学、パンデクテン、教会法、歴史を除く全ての分野は一学期中に終了しなければならなかった(休暇中は4月の半ばから5月1日までと、10月1日から11月1日まで)<sup>(33)</sup>。

1774年のティーピングンの査察協定は「正教授の第一に果たすべき職務は、かれがもともと俸給を受けている正講義を行うことである」と規定している<sup>(34)</sup>。

しかし、正講義をまじめに行わなかった教授がいたらしい。プロイセン国王フリードリッヒ・ヴィルヘルムは、ハレ大学にあてて、次のような趣旨の司令をだしている。「当地の正教授の一部が、委任された正講義をまだ怠けているので、もし今月の20日までにその講義を開始しなければ、余は軍隊派遣によって、正講義を開始せざるを得ない旨予告するものである」(1735年9月13日)<sup>(35)</sup>。

このように、正講義を定められたとおりにきちんと果たすこと、これが正教授としての最も大切な任務と観念されていた。

さらに、全員の教授というわけではないが、神学部の教授は牧師、法学部の教授は裁判官、医学部の教授は領主などの主治医というように、専門の学問と密接に関係した副次的な仕事をする教師もいた<sup>(36)</sup>。

## 第五章 教授個人についての評価

この時代において教授個人に対する評価は行われていたのであろうか。端的に言って、行われていたのである。ドイツでは、宗教改革の時代から、査察(Visitation)がしばしば大学に対して実施されており、それにおいて、大学財政、教授の授業科目、受講学生数、収入などを調査する伝統などができあがっていた。

では、いかなる観点から教授は評価・鑑定されたのか。この間に答えてくれる興味深い史料として、ウィッテンベルク大学の高等評議会(Oberkonsistorium)がザクセン領主フリードリッヒ・アウグスト三世にあてた、教師に対する監査報告書(1789年)をあげることができよう<sup>(37)</sup>。この報告書は、大学全般(一般的印象、組織、会計、共同食卓、奨学金、研究所、教師数、学生数)に関する部分と個々の教師に関する部分とから成り立っている。教師については、職格、担当学問領域(講

座)、学生の評判、正講義および私講義において何を講義しているか、収入源(今得ている収入で十分か否か)、学者および大学教師としての資質という視点から、記述している。この報告書は、大学教師になにが求められているかを知る手がかりを与えてくれよう。

## 1 地位構成

まず、この年のウィッテンベルク大学教師の地位構成がどうなっているか、学部ごとにみてみよう。

神学部は正教授3人のみで員外教授、私講師はいなかった。法学部は正教授4人、員外教授1人、私講師10人。医学部は正教授3人、員外教授1人、私講師1人。哲学部は正教授9人、員外教授1人、私講師3人。

このなかには、哲学部では正教授であるが、法学部では私講師であるという教師の実例も含まれている。彼は、哲学部では法学的領域の講義を行っている。その他、神学部には3人の神学バカリウスがいた。3人とも哲学の教師であり、1人は哲学部の正教授、他の2人は助手(adjunctus)であった。

このように、哲学部では正教授であるが、上級の学部では私講師であるというような錯綜した例は、他の大学でも散見される。

## 2 評価の実例

次に、幾人かの教師個人にかかわる事項(学生の評判・人気と委員会の評価)を、「よく評価されている例」と「悪く評価されている例」に要約・整理して、例示しよう。

### ①「よく評価されている例」

- ・神学部正教授；よい評判をとっている。尊敬すべき神学者。当大学の最も尊敬すべき教授の一人。
- ・哲学部雄弁正教授；常により評判をとっている。尊敬するにふさわしい人物。論文は常に評価されている。言語学的基礎知識の保持と教育方法を身につけている。
- ・数学正教授；非常に多くの学生が聞いている。天性の才能、習慣、人間についての知識、勤勉さ、学問を同時に身につけている学者。最も優れた大学成員の1人。
- ・東方語正教授；よい評判をとっている。能力ある東方学者。よい神学者。勤勉な教師。

### ②「悪く評価されている例」

- ・詩学正教授；多くの学生はいない。言語学における博識とよい授業をしようる才能を実際に活用すべきである。
- ・論理学・形而上学正教授；評判不足である。大学のために何もしていない。勤勉さと活動をあらゆる所で欠いている。
- ・道徳・国法正教授；多くのよい評判をとっている。よい性格と品行故に愛され、可能な限り有用な人材になるべく努力しているが、天性の才能と学識が不足しているので、期待されたほどには成果があがっていない。

・私講師(哲学部の助手, 都市学校の校長); 評判はよくない。年輩で, 知識はないことはない。学校その他の仕事で, 大学教師にはふさわしくない。

こんな調子で正規の授業を担当している教師について記述されている。とりわけ教師の個人的評価をする視点は, 学問についての知識, 教育熱心, 勤勉さ, 教育方法などであるが, 学識のみならず, 人格にかかわる評価がなされていることは明らかだ。

活目すべきは, ドイツの諸大学は, 歴史的に団体権をもち, とりわけ教授は大学自治の主體的な担い手(トレーガー)であったにもかかわらず, このように細々とした点について, 監査をうけていたという事実にはほかならない。

## 結語 — 18世紀における変化の特徴 —

以上, 教授を軸に18世紀のドイツの大学をみてきた。そして, 教授の任命権は圧倒的に国家の手に帰し, 教授は国家の官吏になり, 権利や義務が明確に規定されるようになったこと, 正教授・員外教授・私講師という大学教師の官僚的位階制度ができあがったこと, 国家による査察が行われ, 教授個人が評価の対象となったことを論証してきた。

こうした論証を受けて, 18世紀のドイツの大学は, いかなる歴史的変化を遂げたかを明らかにして, 本稿を閉じることにしよう。

### 1 大学の性格の変化: 自治団体(ツunft)から国家の施設へ

これまでの叙述から明らかなように, 元来大学がもっていた教会的・団体的性格を決定的に失い, 明らかに国家の施設となった。これは大学の歴史的性格の根本的变化と言わなければならない。このことは, 教授人事の在り方(ハレやゲッティンゲンは相談をうけることなく, ベルリンやハンノバーから, 教授を送り込まれた)や大学教授の給与の支給形態, 教授の身分, 査察の実施などに象徴的に表れている。

### 2 教授の収入源: 聖職祿から俸給へ

中世以来, 教授の経済的拠り所は教会聖職祿によるところが大きかった。この時期の大学が「聖職祿大学」(Pfründenuniversität)と特徴づけられる所以である。ルネッサンス・宗教改革期に至り, 教授の俸給は次第に領主の私財庫や領邦政府から支出されるようになってきた。とりわけ, 神学部以外の教授たちはそうであった。18世紀の後半になると, 大学が国家の施設と変容したのに伴い, すべての教授は国家(領邦政府)から俸給をもらうようになった。

### 3 大学の目的: 国家に奉仕する実用的な学問

大学の存在理由は, 若者を国家・教会・学校における公的奉仕のために教育するという純粹に実用的なものと位置づけられた<sup>(38)</sup>。

当時の代表的な大学論者ミヒャエリスが, 彼の著作を, 「大学が領邦にもたらす利益」とか「大学

学問がもたらす利益」という視点から叙述をはじめていることは、実学をもって国家に奉仕するという当時の大学のあり方をシンボリックに物語っている。

こうした実用的大学観は、ニーチェが『哲学者の書』で繰り返し強調している実用を完全に排除した「教養」のための大学という観念の対極にあるといわざるをえない。

#### 4 大学学問の専門化・高度化：教授職と特定学問の結びつきの強化

教育内容が次第に専門化、高度化してきた。インゴルシュタットで見られたように、一人の教授が専門的にある学問分野を教え続け、他の教授職に移ることを阻む体制ができあがりつつあった。学問の専門化傾向が進展しつつあった。こうした傾向に対応するには、従来のように、ドクトル学位を取得しただけでは不十分で、より高度の研究能力と教育能力が求められるようになり、大学教授資格試験（ハビリタツィオン）が導入された。これにより、将来の教授予備軍としての私講師制度ができあがった。

#### 註

- (1) このレキシコンには、Professorのほか、Universitaet, Facultaet, Philosophie, Doctor, Magisterなど大学にかかわる興味深い項目が収められている。
- (2) Friedensburg, W., *Urkundenbuch der Universität Wittenberg*, Teil 2, 1927, s.482, 488.
- (3) Zedler, Bd. 29, 1741.
- (4) Michaelis, J. D., *Raisonnement über die protestant Universitäten in Deutschland*, Bd. 1-4, 1768-1776, Neudruck 1973, Bd.2, s.115.
- (5) Michaelis, a. a. O., Bd.2, s.215.
- (6) Michaelis, a. a. O., Bd.2, s.225.
- (7) Meiners, C., *Über die Verfassung und Verwaltung deutscher Universitäten*, 1801, Neudruck, 1970, Bd.2, s.27.
- (8) 小栗浩著『人間ゲーテ』岩波新書, 41頁。
- (9) *Michaelis, a. a. O., Bd.2, s.285.*
- (10) Kluge, A., *Die Universität-Selbstverwaltung*, 1958, s.43.
- (11) Teufel, W., *Universitas Studii Tuwingensis (1477-1534)*, 1977, s.162.
- (12) Thorbecke, A., *Statuten und Reformationen der Universität Heidelberg vom 16. bis 18. Jahrhundert*, 1891, s.22. Weisert, H., *Die Verfassung der Universität Heidelberg*, 1974, s.62.
- (13) Prantl, C., *Geschichte der Ludwig-Maxmilians-Universität in lungolstadt, Landshut, München*, Bd.1, 1872, Neudruck 1968, s.647.
- (14) Meiners, a. a. O., s.20.
- (15) Kluge, a. a. O., s.45.
- (16) Kink, R., *Geschichte der Kaiserlichen Universität*, Bd.1, 1854, s.559.

- (17) Paulsen, F., *Geschichte des gelehrten Unterrichts*, Bd.2, 1921, s.127.
- (18) Meiners, a.a.O., s.10. またPaulsen, a.a.O., s.165.
- (19) Moraw, Peter, *Aspekte und Dimensionen älterer deutscher Universitätsgeschichte* in: ACADEMIA.GESSENSIS, 1982, s.29.
- (20) Koch, Johann Friedrich, *Die preussischen Universitäten. Eine Sammlung der Verordnungen*, 1839. s.465. またHoffbauer, J.C., *Geschichte der Universität zu Halle bis zum Jahre 1805*, 1805. s.166注d)をみよ。
- (21) Ebel, W., *Die Privilegien und ältesten Statuten der Georug-August-Universität zu Göttingen*, 1961, s.19.
- (22) Thorbecke, a.a.O., indexの項目をみよ。
- (23) Prantl, a.a.O., s.625.
- (24) Bornhak, Conrad, *Geschichte der preussischen Universitätsverwaltung bis 1810*, 1900, s.22.
- (25) Schrader, W., *Geschichte der Friedrichs-Universität zu Halle*, 1894, Teil 1, s.283.
- (26) Ebel, a.a.O., s.37.
- (27) Hautz, Jor.F., *Geschichte der Universität Heidelberg, Bd.2*, 1864, s.275.
- (28) Gundelach, E., *Die Verfassung der Göttinger Universität in drei Jahrhunderten*, 1955, s.10. またSchrader, a.a.O., s.85.
- (29) Theodor, Muther, *Universität=und Gelehrtenleben im Zeitalter der Reformation*, 1866, s.43.
- (30) Gudelach, a.a.O., s.42.
- (31) Tholuck, A., *Das akademische Leben des 17. Jahrhundert*, 1853, s.36-45.
- (32) Gundelach, a.a.O., s.41.
- (33) Prantl, a.a.O., s.647.
- (34) Tholuck, a.a.O., s.63.
- (35) Schrader, a.a.O., Teil 2, s.464.
- (36) Paulsen, a.a.O., s.139.
- (37) Friedensburg, W., a.a.O., s.481-493.
- (38) Paulsen, a.a.O., s.127. また, Müller, Rainer A., Vortrag: *Die deutsche "Vorklassische" Universität in der Frühmoderne— Von der humanistischen Gelehrten republik zur aufklärten Staatsdienerschule—*, 1990 (明治大学における講演)。



# The Historical Characteristics of Professors in German Universities during the 18th Century

Akiro BEPPU\*

The purpose of this paper is to describe some of the characteristics of professors in German universities during the 18th Century. The study focused on the following points:

1. What qualities were expected of professors?
2. What was the mode of appointing professors?
3. What were the ranks of teachers in University?
4. What rights did professors have?
5. Were universities and teachers evaluated?

Discussion on the above points is summarized as follows:

1. Professors were expected to be well-mannered, moral men of learning, with the capacity to teach intelligently.
2. German universities in the 18th century were transformed from traditional free corporations (guilds) into state institutions. The universities lost their guild like character. Professors were appointed by the territorial government.
3. There were three ranks; full (ordinary) professor, extraordinary professor and privatdozent. Distinctions were made between those three ranks in terms of rights and privileges.
4. Rights of professors were; full membership in each faculty and university committees, the right to grant academic degrees, the right to choose and to be chosen as president and dean, freedom from inspection etc. Academic freedom was the basic for these rights. Professors had a monopoly on these rights.
5. There was inspection (visitation) of universities since the 16th century in German. Inspections were carried out regarding university finance and income, student number, and subjects to be taught. There was also evaluation of professors.

The 18th Century was an important era for German universities as prepared the groundwork for the classical 19th Century universities.

---

\* Professor, Meiji University (Affiliated Researcher, R.I.H.E.)

